

令和6年度 第2回

## 使用料等審議会議事録

日 時 令和7年2月18日（火）

場 所 芽室町役場2階 会議室7

政策推進課財政係

○ 会議次第

- 1 町長あいさつ (代理 佐野副町長)
- 2 会長あいさつ 丹野会長
- 3 諮 問
- 4 議 案 審 議  
(1) 建築物省エネ法及び建築基準法改正に伴う手数料の改正(案)について
- 5 その他

○ 出席委員

杉 本 みどり	福 田 清 貴	丹 野 寛
平 岡 早 苗	桜 井 哲	高 橋 圭 輔

○ 欠席委員

松 山 陽 一	萩 原 真理子	白 銀 孝 志
桜 井 香 代		

○ 傍聴人 0人

○ 副町長 佐 野 寿 行

○ 事務局

政策推進課長	有 澤 勝 昭
政策推進課長補佐兼財政係長	中 田 雅 彦
財政係主任	前 田 一 樹
財政係主事	川 瀬 吉 澄

○ 説明員

都市経営課長	佐 藤 季 之
都市経営課建築住宅係主査	村 上 大 助
都市経営課建築住宅係主任	山 田 由 紀 子

午後 7 時 0 0 分 開会

## 1 開 会

有澤課長

## 2 町長あいさつ

佐野副町長

## 3 会長あいさつ

丹野会長

## 4 諮 問

副町長から丹野会長へ諮問書手交

## 5 意見交換

(委 員) 議案審議の前に、使用料等審議会の役割について改めて確認したい。前回、審議会の付帯意見(周知の徹底)とされた事項について、十分に反映されていないように感じる。

(事務局) 審議会にていただいた意見をもとに次年度に予算化した部分もあるが、周知についてはご指摘いただいたとおり不足している部分もあり申し訳ない。

(副町長) 付帯意見については対応できず申し訳ない。審議会の役割は住民目線で役場が変えようとしていることが妥当か審議すること、審議の中で出た意見を事業の実施に反映することと考えている。これからも様々なご意見をいただきたい。

## 6 議案審議

○建築物省エネ法及び建築基準法改正に伴う手数料の改正(案)について都市経営課長及び建築住宅係主任から説明

### 【意見・質疑応答】

(委 員) 面積について、200㎡や300㎡という広さがどれほどの規模の建物なのか具体的なイメージを教えてください。また、300㎡を超える建物はどこが対応するのか。

(説明員) 建物によって差はあるが、市街地にある一般的な2階建ての住宅は140㎡程度のもが多い。町が限定特定行政庁として審査を行える範囲が300㎡以下であり、一般的な2階建て住宅は町が検査を行い、300㎡を超えるものは特定行政庁である北海道が審査を行う。

- (委員) 増築や改築により面積が増えた場合、こういった対応になるのか。町で審査する場合と北海道で審査する場合で審査基準は同じか。
- (説明員) 増築等で面積が増えた場合の対応は状況によって異なる。既存建物に影響を及ぼさない増築であれば、増築された部分のみ審査が必要となるが、既存建物に影響を及ぼす増築であれば、建物全体の審査が必要となる。審査は各種法令に基づきおこなうため、同じ基準である。
- (委員) 建築物省エネ法はどういった趣旨の法律か。
- (説明員) 建物の建築や住んでいく過程で消費するエネルギーを減らすことが国の目的と思われる。
- (委員) 建築主事は芽室町に何名いるのか。
- (説明員) 現在、芽室町には3名の建築主事があり、審査担当課には2名配置している。芽室町は平成7年から限定特定行政庁として審査を行っているが、全国的な技術職の不足により、限定特定行政庁の中には建築主事が確保できず廃止とする市町村もある。
- (委員) 建築主事が確保できなくなった場合、町民に影響があるのか。
- (説明員) 町で審査を行えず、北海道が審査を行うことになる。町が窓口となり、北海道に書類を進達する。審査期間は法で定められているので極端に対応が遅くなるということはないと思われる。
- (委員) 制度変更後、実際の審査にどれくらいの日数がかかるのか。
- (説明員) 建物により実際にかかる日数は前後するが新2号建築物の場合、法で35日以内とされているので、その期間内に実施する。新2号建築物は構造関係規定や防火避難規定など検査項目が増えたため、旧4号建築物のように7日以内に審査を終えることは難しいと思っている。
- (委員) 構造関係規定の審査は実際にどのように行うのか。
- (説明員) 確認申請の段階では、図面にて構造をチェックする。完了検査時には施工時の写真での確認や現地確認を行う。
- (委員) 手数料はどのように設定したのか。
- (説明員) 北海道の単価と同じ単価に設定している。十勝管内の特定行政庁である帯広市、限定特定行政庁である音更町、幕別町も同じ単価設定である。
- (委員) 説明文の中に「認定審査に係る想定所要時間に、審査に関する人件費及び維持管理費等を勘案し」とあるがこういった積算根拠か。
- (説明員) 例えば、建築物に関する確認申請の200㎡超300㎡以内の区分では、「所要時間565分(9.4時間)×人件費4,500円/時間+事務費」で51,000円としている。
- (委員) 現行の積算根拠も教えて欲しい。比較するために大切な資料と思う。
- (説明員) 資料として持ち合わせていないことから、後日郵送にてお示しさせてい

ただきたい。

(委員) 3ページ目の下段「省エネ性能の向上計画に係るもの」の中に網掛けではないのに、現行と改定後とで金額が異なるものがあるがその部分は変更となるのか？

※住宅戸建 ①②以外 200 m<sup>2</sup>超 300 m<sup>2</sup>以内

現行) 43,600 円 改定後) 44,900 円

住宅共同住宅 ②使用基準 住戸以外 (共有部分等)

現行) 39,400 円 改定後) 39,200 円

(説明員) 作成した資料に誤りがあった。金額の変更は行わない。それぞれ資料を修正させていただきたい。大変申し訳ない。

(委員) 事前審査ありというのはどういうことか。

(説明員) 民間の審査機関に事前に技術審査をしてもらっている場合、事前審査ありとして認定のみ町で行うもの。技術審査を済ませているので事前審査なしの場合より手数料を低く設定している。

～議案審議終了～

(委員長) ご意見・ご質問をふまえ事務局と答申書を作成する。本審議会としては改定案を了承とさせていただく。

## 7 その他

(事務局) 資料を後程、お示しすることを前提に会長と答申書を作成させていただく。

午後 8 時 1 5 分 閉会